

JISA 取引適正化セミナー

「下請ガイドラインの改訂を中心とした施策の動向」開催

平成 29 年 4 月 13 日、全国情報サービス産業厚生年金基金会館において、JISA 取引適正化セミナー「下請ガイドラインの改訂を中心とした施策の動向」が



開催された。出席者は 157 名。講師は大田祐史氏（経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課 課長補佐）と室脇慶彦氏（株式会社野村総合研究所 理事、平成 28 年度 JISA 政策委員会 委員）。

開会にあたり、室井雅博 JISA 副会長が、「攻めと守りの話をしたい。下請法は法律なので遵守は当然。是非、現場まで徹底させ、守りを完璧にしたい。一方、日本でもデジタルイノベーションが本格的に動き出している。下請ガイドラインでも触れられたように、お客様と自社、パートナーとの間の仕事や契約の仕方には工夫が必要だが、攻めの姿勢で、より付加価値のある仕事ととれる時代。法令を遵守しつつも仕事の仕方を変えていこう」と述べた。

続いての講演では、まず、大田氏が、「下請取引適正化に向けた取組」と題して、「下請法の概要」「政府の動き」「下請取引状況調査の概要」「下請ガイドライン改訂概要」について講演した。下請法の概要説明では、対象となる取引や同法で定められた親事業者の義務・禁止事項等を解説した。また、政府の動きとして、首相官邸に設置された「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」や平成 28 年 9 月に経済産業省が発表した「未来志向型の取引慣行に向けて」の特徴を紹介。また、下請取引状況調査の結果等を踏まえつつ、本年 3 月 7 日に改訂された「情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の特徴等、施策の動向を概説した。下請法の運用は、今後強化される状況にある。

次に、室脇氏が、JISA が理事会での審議を経て 3 月に策定した「情報サービス・ソフトウェア産業における適正取引の推進のための自主行動計画」のポイントを紹介した。JISA ではフォローアップ調査も行う予定である。

(茂木)

【参考】

- ・ JISA 「情報サービス・ソフトウェア産業における適正取引の推進のための自主行動計画」 <http://www.jisa.or.jp/tabid/78/Default.aspx?itemid=1436>